

2019年8月

簡易ガス（南相馬市定住促進住宅）

ご利用のお客さま各位

相馬ガス株式会社

消費税法の改正に伴うガス料金変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

このたび、消費税法の改正により消費税等^{※1}の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金^{※2}（基本料金及び基準単位数料金）を変更いたします。

なお、消費税法に定める経過措置により、2019年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいたお客様の、2019年10月1日から10月31日までに行った最初の検針によるガス料金の消費税等につきましては、旧税率(8%)が適用されます。

今回の料金変更に伴うお客様のお手続きは不要です。

【ガス料金新旧比較表】

区分		2019年11月検針分より (消費税率10%)		2019年10月検針分まで (消費税率8%)	
		基本料金	基準単位数料金	基本料金	基準単位数料金
A	0~8 m ³	1035.1000 円	466.7259 円/m ³	1016.28 円	458.24 円/m ³
B	8~30 m ³	1496.0000 円	409.1083 円/m ³	1468.80 円	401.67 円/m ³
C	30 m ³ ~	4111.9018 円	321.9129 円/m ³	4037.14 円	316.06 円/m ³

※ 上記の料金には、消費税等相当額を含んでおります。

※ 毎月のガス料金に適用する「単位数料金（検針票またはハガキでお知らせしています）」は、基準単位数料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されております。

※ 料金計算についての詳細につきましては、下記窓口にて備置を行っております。

今回の料金変更につきまして、ご不明な点がある場合には、下記窓口までご連絡ください。

相馬ガス株式会社

(小売登録番号 C0026)

福島県南相馬市原町区青葉町2丁目3番地

☎ 0244-22-4101
【受付時間】 9:00 ~ 17:00

(土・日・祝祭日を除く)

※1 消費税及び地方消費税の合計

※2 消費税込みで表示されている料金